

老振発第0331008号

平成18年3月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」
等の一部改正について

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」（平成11年12月8日老企第31号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）について、介護保険法（平成9年法律第123号。）等の改正及び利用者主体の介護サービス計画を作成する観点から、今般、別添のとおり改めることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

(別添)

第1 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企発第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正

1 別紙1を次のように改める。

- (1) 第1表の「要介護状態区分」欄中、「要支援・」を削る。
- (2) 第2表中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (3) 第6表及び第7表の上段右側の「作成年月日 年 月 日」を削る。
- (4) 第7表の「要介護状態区分」欄及び「変更後要介護状態区分変更日」欄中、「要支援」を削る。
- (5) 第8表の「サービス種類」の欄に、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」及び「認知症対応型共同生活介護」を加える。
- (6) 居宅サービス計画書記載要領2の②中、「援助目標」を「目標」に改め、同記載要領に次のように加える。

「⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合には、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。」

- (7) 同記載要領6中、「援助目標」を「目標」に改める。

2 別紙2を次のように改める。

- (1) 第2表中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (2) 第7表の上段右側の「作成年月日 年 月 日」を削る。
- (3) 施設サービス計画書記載要領2の②中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (4) 同記載要領7中、「援助目標」を「目標」に改める。

3 別紙3を次のように改める。

- (1) IIの1中、「介護保険法第7条第18項」を「介護保険法第8条第21項」に改める。
- (2) IIの2中、「介護保険法第7条第20項」を「介護保険法第8条第23項」に改める。
- (3) IVの1の⑭中、「法第27条(要介護認定)第8項第1号、第2号及び法第32条(要支援認定)第4項第1号、第2号」を「法第27条(要介護認定)第5項第1号、第2号」に改める。
- (4) IVの2の②中、「援助目標」を「目標」に改め、IVに次のように加える。

「⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

[理由]

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要である。

[記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙（別葉）に記載しても差し支えない。」

（５）Ⅳの６中、「援助目標」を「目標」に改める。

（６）Ⅵの１の②中、「要支援」を削除し、「」を削る。

第２ 「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」（平成１１年１２月８日老企第３１号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正

１ 通知中、「、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入居者生活介護」に改める。

作成年月日 年 月 日

第 1 表

居 宅 サ ー ビ ス 計 画 書 (1)

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 殿 生年月日 年 月 日 住所

居宅サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地

居宅サービス計画作成（変更）日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

要 介 護 状 態 区 分	要支援 ・ 要介護 1 ・ 要介護 2 ・ 要介護 3 ・ 要介護 4 ・ 要介護 5
---------------	--

利用者及び家族の 生活に対する意向	
----------------------	----------------------

介護認定審査会の 意見及びサービスの 種 類 の 指 定	
------------------------------------	----------------------

総 合 的 な 援 助 の 方 針	
----------------------	----------------------

生活援助中心型の 算 定 理 由	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他（ ）
---------------------	---

作成年月日 年 月 日

第 2 表

居宅サービス計画書(2)

利用者名 殿

[illegible]

※1 「保険給付の対象となるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。

※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

第7表

作成年月日 年 月 日

認定済・申請中

平成 年 月分 サービス利用票（兼居宅サービス計画）

居宅介護支援事業者→利用者

保 険 者 番 号							保 険 者 名		居 宅 介 護 支 援 事 業 者 事 業 所 名 担 当 者 名		作成年月日	平成 年 月 日	利用者確認
被 保 険 者 番 号							フリガナ 被 保 険 者 氏 名	-----	保 険 者 確 認 印		届 出 年 月 日	平成 年 月 日	
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女	要介護状態区分 要支援 1 2 3 4 5	要支援 1 2 3 4 5	区分支給 限度基準額	単位／月	限度額適用 期 間	平成 年 月から 平成 年 月まで	前月までの 短期入所利用 日数		日	

[illegible]

第 2 表

施設サービス計画書(2)

利用者名 殿

[illegible]

○ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成１１年１１月１１日老企第２９号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 案	現 行
(別紙１) (居宅サービス計画書記載要領) (略) １ <u>第１表</u>：「居宅サービス計画書（１）」 (略) ２ <u>第２表</u>：「居宅サービス計画書（２）」 ① (略) ②「<u>目標</u>（長期目標・短期目標）」 「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。 「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。 なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。 ③～⑦ (略) ⑧ <u>福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由</u> <u>福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付け</u>	(別紙１) (居宅サービス計画書記載要領) (略) １ <u>第１表</u>：「居宅サービス計画書（１）」 (略) ２ <u>第２表</u>：「居宅サービス計画書（２）」 ① (略) ②「<u>援助目標</u>（長期目標・短期目標）」 「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。 「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。 なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。 ③～⑦ (略)

る場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙（別葉）に記載しても差し支えない。

3～5 （略）

6 **第6表**：「居宅介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

7・8 （略）

（別紙2）

（施設サービス計画書記載要領）

（略）

1 （略）

2 **第2表**：「施設サービス計画書（2）」

① （略）

②「**目標**（長期目標・短期目標）」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動

3～5 （略）

6 **第6表**：「居宅介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、**援助目標**の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

7・8 （略）

（別紙2）

（施設サービス計画書記載要領）

（略）

1 （略）

2 **第2表**：「施設サービス計画書（2）」

① （略）

②「**援助目標**（長期目標・短期目標）」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動

するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。

③～⑥ （略）

3～6 （略）

7 **第7表**：「施設介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、施設サービス計画の変更の必要性等について記載する。

（別紙3）

介護サービス計画書の様式について

I （略）

II 介護サービス計画書の定義

介護保険法上の区分に基づき、以下のとおりに区分することとする。

1 「居宅サービス計画書」

介護保険法第8条第21項に規定する「居宅サービス計画」の作成に用いる様式

2 「施設サービス計画書」

介護保険法第8条第23項に規定する「施設サービス計画」の作成に用いる様式

3 （略）

するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。

③～⑥ （略）

3～6 （略）

7 **第7表**：「施設介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、援助目標の達成度、事業者との調整内容、施設サービス計画の変更の必要性等について記載する。

（別紙3）

介護サービス計画書の様式について

I （略）

II 介護サービス計画書の定義

介護保険法上の区分に基づき、以下のとおりに区分することとする。

1 「居宅サービス計画書」

介護保険法第7条第18項に規定する「居宅サービス計画」の作成に用いる様式

2 「施設サービス計画書」

介護保険法第7条第20項に規定する「施設サービス計画」の作成に用いる様式

3 （略）

Ⅲ （略）

Ⅳ 「居宅サービス計画書」の記載項目について

1 **第1表**：「居宅サービス計画書（１）」

①～⑬ （略）

⑭「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」

[理由]

法第 80 条第 2 項により、「指定居宅介護支援事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない」こととされている。

また、法第 73 条第 2 項により、「指定居宅サービス事業者は、被保険者証に認定審査会意見（指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項）が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅サービスを提供するよう努めなければならない」こととされている。

このため、介護支援専門員は、利用者について、法第 27 条（要介護認定）第 5 項第 1 号、第 2 号に係る認定審査会意見が付されているか否かを被保険者証により確認し、「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」が付されている場合には、これを転記し、これに沿った居宅サービス計画を作成するとともに、サービス担当者間の共通認識として確認しておく必要がある。

[記載要領] （略）

⑮・⑯ （略）

Ⅲ （略）

Ⅳ 「居宅サービス計画書」の記載項目について

1 **第1表**：「居宅サービス計画書（１）」

①～⑬ （略）

⑭「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」

[理由]

法第 80 条第 2 項により、「指定居宅介護支援事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない」こととされている。

また、法第 73 条第 2 項により、「指定居宅サービス事業者は、被保険者証に認定審査会意見（指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項）が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅サービスを提供するよう努めなければならない」こととされている。

このため、介護支援専門員は、利用者について、法第 27 条（要介護認定）第 8 項第 1 号、第 2 号及び法第 32 条（要支援認定）第 4 項第 1 号、第 2 号に係る認定審査会意見が付されているか否かを被保険者証により確認し、「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」が付されている場合には、これを転記し、これに沿った居宅サービス計画を作成するとともに、サービス担当者間の共通認識として確認しておく必要がある。

[記載要領] （略）

⑮・⑯ （略）

2 第2表：「居宅サービス計画書（２）」

① （略）

②「目標（長期目標・短期目標）」

[理由]

「目標」は、「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」に対応して設定されるべきものである。

通常において、解決すべき課題の達成は、段階的に行われるものと考えられ、綿密な計画的支援の積み重ねが必要となる。「目標」を、「長期目標」と「短期目標」に区分するのはこのためである。

したがって、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」として明確化し、計画的支援に結びつけるのがこの「目標」のねらいである。

すなわち、必要な「サービス内容（→④参照）」は、主として「短期目標」に対応して導き出されるものであり、明確な「短期目標」が設定されなければ必要な「援助内容」やその援助方針を明確にできないこととなる。

[記載要領] （略）

③～⑦ （略）

⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

[理由]

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要である。

[記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

2 第2表：「居宅サービス計画書（２）」

① （略）

②「援助目標（長期目標・短期目標）」

[理由]

「援助目標」は、「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」に対応して設定されるべきものである。

通常において、解決すべき課題の達成は、段階的に行われるものと考えられ、綿密な計画的支援の積み重ねが必要となる。「援助目標」を、「長期目標」と「短期目標」に区分するのはこのためである。

したがって、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」として明確化し、計画的支援に結びつけるのがこの「援助目標」のねらいである。

すなわち、必要な「サービス内容（→④参照）」は、主として「短期目標」に対応して導き出されるものであり、明確な「短期目標」が設定されなければ必要な「援助内容」やその援助方針を明確にできないこととなる。

[記載要領] （略）

③～⑦

なお、理由については、別の用紙（別葉）に記載しても差し支えない。

3～5 （略）

6 **第6表**：「居宅介護支援経過」

[記載要領]

いわゆるモニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

V 「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」について

（略）

[参考条文]

・厚生省令第三十八号第〇条第〇号

1・2 （略）

VI 「施設サービス計画書」の記載項目について（「居宅サービス計画書」との相違点）

1 第1表：「施設サービス計画書（1）」

① （略）

②「要介護状態区分」

[居宅サービス計画書との相違点]

3～5 （略）

6 **第6表**：「居宅介護支援経過」

[記載要領]

いわゆるモニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、援助目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

V. 「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」について

（略）

[参考条文]

・厚生省令第三十八号第十三条第十号

1・2 （略）

VI. 「施設サービス計画書」の記載項目について（「居宅サービス計画書」との相違点）

1 第1表：「施設サービス計画書（1）」

① （略）

②「要介護状態区分」

[居宅サービス計画書との相違点]

経過措置入所者に対応するため「その他」を挿入。

〔記載要領〕 （略）

2 ～ 4 （略）

（別紙 4）

課題分析基準項目について

I ・ II （略）

「要支援」を削除し、経過措置入所者に対応するため「その他」
を挿入。

〔記載要領〕 （略）

2 ～ 4 （略）

（別紙 4）

課題分析基準項目について

I ・ II （略）